

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鳥栖市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 3 年 3 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMSによる画像データ及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 3 年 2 月 5 日から令和 3 年 3 月 12 日まで
- 3 作業地域 鳥栖市姫方町、田代本町、田代外町、鎗田町、古賀町、宿町、蔵上、山浦町、原古賀町、今泉町、轟木町、幸津町、儀徳町及び村田町